

平成 17 年 10 月 20 日区長決裁 05 環境起 410 号

江戸川区アスベスト調査費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、江戸川区内に建築物を有する者に対し、予算の範囲内でアスベスト(石綿)調査費用の一部を助成することにより、区民の生活環境の改善を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第2条第1号に規定する建築物であって、室内又は屋外にアスベストを含有している疑いのある吹付け材、断熱材、保温材又は耐火被覆材(以下「吹付け材等」という。)を有するものをいう。
- (2) アスベスト調査 別に定める調査機関が行う調査であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 吹付け材等にアスベストが含まれているか否かの調査
 - イ 吹付け材等に含まれているアスベスト含有量の調査
 - ウ 吹付け材等を有する建築物内の空気中のアスベスト濃度の調査

(対象者)

第3条 この要綱において、助成金交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 建築物を所有する者。ただし、当該建築物を複数の者で所有している場合は、法人又は個人にかかわらずその代表の者とする。
- (2) 建築物の使用又は管理を行っている者であって、アスベスト調査を行うことについて、当該建築物を所有する者から承諾を受けているもの

(助成金の交付額)

- 第4条** 助成金の交付額は建築物1棟につき、調査機関に支払った費用の2分の1の額とし、10万円を限度とする。
- 2 既に助成金の交付を受けた者が新たに調査機関に依頼した調査に係る交付額は、調査機関に支払った費用の2分の1の額とし、10万円から既交付額を控除した額を限度とする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、区長が特に認める場合に限り、区長が適当と認める額を交付することができる。
 - 4 前3項に規定する助成金の額に 1,000 円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てた額とする。

(交付の申請等)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、第1号様式による申請書に、次の各号に掲げる書類を添付し、区長に申請するものとする。

- (1) 調査機関からの請求書及び領収書等その支払いが確認できるものの写し
 - (2) 実施したアスベスト調査結果の写し
 - (3) 調査した吹付け材等の使用箇所等の現場写真
 - (4) アスベスト調査結果等を区のアスベスト対策の資料に使用することに同意すること等を記載した第2号様式による承諾書
 - (5) その他区長が必要と認めた書類
- 2 前項の申請書及び添付書類は、実績報告書を兼ねるものとする。

(交付の決定等)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付の決定をするものとする。

- 2 区長は、交付の決定に当たって、その目的の達成に必要なと認めるときは、条件を付すことができる。
- 3 区長は、交付の決定をしたときは、速やかに第3号様式による通知書により、申請者に通知するものとする。

(交付)

第7条 前条の規定による通知書を受けた者は、第4号様式による請求書により、助成金の請求を行うものとする。

- 2 区長は、助成金を口座振替の方法により交付するものとする。

(決定の取消し)

第8条 区長は、第6条の決定に当たって付した条件若しくはこの要綱の規定に反し、又は申請者が虚偽その他の不正な方法によって助成金の交付を受けたときは、交付の決定を取り消すことができる。

- 2 区長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、その旨を第5号様式による通知書により通知するものとする。

(助成金の返還)

第9条 区長は、前条の規定により交付の決定を取り消したときは、期限を定めて助成金の返還をさせることができる。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めのない事項については、江戸川区補助金等交付規則(昭和 42 年3月江戸川区規則第3号)に定めるところによる。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 20 日から施行し、同年4月1日以後に本要綱に定めるアスベスト調査を行った者から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(特定期間内における吹付け材等の特例)

2 平成 29 年5月 30 日から令和3年3月 31 日の間に使用された吹付け材等に関するアスベスト調査においては、改正後の第2条第1号中「吹付け材、断熱材、保温材又は耐火被覆材(以下「吹付け材等」という。)」とあるのは、「吹付け材、断熱材、保温材、耐火被覆材又は建築用仕上塗材(以下「吹付け材等」という。)」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。